

第8号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健吾

記

公の施設の名称 及 び 所 在 地	長岡公園 長岡京市天神二丁目地内
指 定 管 理 者	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目8番14号 株式会社日比谷アメニス大阪支店 支店長 堤 浩之
指 定 期 間	令和7年7月1日から 令和12年3月31日まで

(参考)

長岡公園指定管理者選定経過

1 指定管理者の募集(公募)について

募集受付期間：令和6年10月21日～10月31日

募集周知方法：長岡京市のホームページに募集記事掲載(9月2日～)

2 応募者について

応募者数：3件

応募者名：阪神園芸株式会社、株式会社日比谷アメニス大阪支店、長岡公園指定管理共同企業体

3 選定方法について

市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡京市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価

面接審査実施日：令和6年11月26日(火)

午前9時20分から 各団体40分間

長岡京市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定

4 選定の基準について

(1) 長岡公園の管理に関する基本的な考え方の促進に寄与すると認められること。

・ 基本的な考え方

①再整備のコンセプト（多様な人々が集い、安らぎ、公園で過ごす時間を楽しむ これからの長岡公園）を尊重する。

②公園や周辺で活動する各種関係団体等と連携・協力できる体制を整える。

③市民や使用者の意見や要望に真摯に対応する。

④事故防止等安全管理を強化する。

⑤効率的な運営を行い、管理運営費の削減に努める。

(2) 事業計画書による公の施設の管理運営が、市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、そ

の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) その他当該公の施設の目的を達成するために必要な条件を備えるものであること。